

○調査研究課題名 「生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法」
○代表者名 「町野 朔」
○中核機関名 「上智大学」

調査研究の目標・概要

1. 目的

我が国がライフサイエンスの規制をもっぱら「指針」「ガイドライン」という行政指針に依存しているのは、国が「研究の自由」に対して法の直接的に介入することを避けながら、ライフサイエンスを推進しようとしているからである。

しかし現在の状況は、必ずしも満足のいくものではない。たしかに、我が国の科学者集団は、指針を無視してまで研究・実験を断行しようとする事はないが、過剰な規制により研究が不適に制限されていると考える研究者は少なくない。他方では、先端的生命科学技術の急速な進展に危機感を持つ人々も多い。彼らは、科学者への不信から、さらに強固な法規制を求め、日本には一貫した生命倫理的思想が欠落し、科学者と行政との癒着による規制の策定が行われている、人間の尊厳が医療産業により侵害されている、などと非難するのである。

このような研究者と社会双方からの不満・不安から生じる閉塞状況の打破は、わが国の科学技術政策の推進のために、早急に解決されるべき課題である。

本研究は、これまで、脳死・臓器移植法の運用、クローン技術規制法の策定に携わってきた私たちの経験を活かし、このような深刻な状況から脱却するため、生命倫理的考察を各種の生命科学技術から生じる法的・社会的問題に重ね合わせて検証した後、科学者集団が行政に依存することなく倫理的自律性と accountability を回復しつつ、冷静な生命倫理的思想に支えられながら研究を遂行するための基盤を準備しようとするものである。

2. 内容

(1) 生命倫理を構成する主要要素に関する検討

ライフサイエンスの発展によって生じた倫理の変化を検証し、これを基礎として、自己決定権(インフォームド・コンセント)、プライバシー、人間の尊厳など概念について論じ、基礎的要素を整理し把握・確認する。

(2) 社会に適用できる生命倫理の検証

検討された生命倫理に関する基礎的要素を、研究者集団、行政の政策審議会、施設内倫理委員会等の側面から検証する。さらにライフサイエンスの経済的側面、世論とマスコミのそれへの対応を検討することにより、経済・実社会への適用可能性を視野に入れた議論を行う。また、生命倫理問題に対する社会一般及び研究者に対するアンケート調査ならびにヒアリングを通じて、それぞれの意識・認識を調査する。

(3) 健全にライフサイエンスを推進する規範の形成

(1)(2)は概念の基礎的な要素、ライフサイエンスの発展により生じる問題の生命倫理的考察であった。本項はこれらの議論をふまえ、法律、ガイドライン規制の長短、それらの適用・運用の在り方を検討する。国民の倫理の自律性を尊重し、健全なライフサイエンスの振興を促進するためには、わが国における生命倫理的規制は、すべての事項を包括的に法律によって規制するのではなく、ガイドライン規制を中心とすべきものと考えられるが、どのような規制形式の組合せが適切であるのかは、より深い考察が必要とされよう。

3. 俯瞰的・融合的視点

本課題では、実際に研究を行っている医師・科学者、ライフサイエンス研究者の方々に、推進委員会への参加をお願いしている。これにより、自然・人文両分野の意識の共有が行われ、問題を俯瞰的視点で検討し、生命科学科学研究者も納得できる命倫理的政策の策定が行われることになろう。

4. 一般からの意見の反映方法

ここ数年でシンクタンク等から刊行された“ライフサイエンスに関する意識調査”は20報以上あり、その中から社会一般の意識、研究者の意識を抽出する作業を行う。次に研究者らを対象に、補強的なアンケート調査、ヒアリングを行う。さらに、主要な新聞や学校教科書等について収録キーワードの質・量の変化から、意識の変遷などを把握する。これにより、国民の意識と遊離することのない提言が可能となる。

調査研究により期待される提言

以上の調査研究から以下のような提言が行われる。これは、「疑わしきは規制する」という方向に赴くことなく、実社会と連帯しライフサイエンス研究を健全に振興・推進するための基盤を与えるものである。

- (1) 学会、科学者集団が、諸外国と同様に、自律的な職能団体として、政策提言を行えるシステムの確立。
- (2) 科学技術・医療技術に関する情報の国民への伝達について、科学者・医学者集団、ジャーナリズム、政府が果たすべき役割の明確化。
- (3) 倫理委員会、IRB 等の内部審査機関の独立性の確保するための具体的条件の提示。
- (4) 新たに設置された総合科学技術会議を含めて、政府内の審議会・委員会の審議の積極化。
- (5) 法の謙抑性と職能集団の自律性尊重の観点からの、公的規制を必要とする範囲の画定。
- (6) 科学技術の進歩と国民の意識の変化に対応するために、適切な規制手段を選択すべきであることの提言、特に、法律とガイドラインの役割分担についての考察。

調査研究体制

○調査研究課題名 「生命科学技術推進にあたっての生命倫理と法」

○代表者名 「町野 肇」

○中核機関名 「上智大学」

平成
一
四
年
度

平成
一
五
年
度

2.社会に適用できる生命倫理の検証

研究者の自律性に対する調査企画作成
熊本大学・文

研究者の自律性に対する調査実施
三井情報(株)研究所

政府審議会等の現状に関する考察
関東学園大学・法

ジャーナリズムから社会への情報提供と役割
科学技術政策研究所

医療・生命・科学の経済学
政策大学院大学

生命倫理に対する教育の在り方
京都大学・医

学会の機能と役割
日本赤十字社

相互関係の検討
上智大学・法

1.生命倫理を構成する要素に対する検討

ホスト・モダンの生命倫理
桃山大学・法

自己決定権の射程と限界
上智大学・法

情報とプライバシー
北海道大学・法

尊厳に関する検討
京都大学・法

3.健全にライフサイエンスを推進する規範の形成

倫理審査委員会における倫理性の担保
横浜市立大学・医

生命倫理規範の形成
帝京大学・法

総合総括
上智大学・法

期待される提言

- (1) 学会、科学者集団が、諸外国と同様に、自律的な職能団体として、政策提言を行えるシステムの確立。
- (2) 科学技術・医療技術に関する情報の国民への伝達について、科学者・医学者集団、ジャーナリズム、政府が果たすべき役割の明確化。
- (3) 倫理委員会、IRB等の内部審査機関の独立性の確保するための具体的条件の提示。
- (4) 新たに設置された総合科学技術会議を含めて、政府内の審議会・委員会の審議の積極化。
- (5) 法の谦抑性と職能集団の自律性尊重の観点からの、公的規制を必要とする範囲の画定。
- (6) 科学技術の進歩と国民の意識の変化に対応するために、適切な規制手段を選択すべきであるとの提言。特に、法律とガイドラインの役割分担についての考察。